適正計量管理事業所指定申請・指定検査申請取扱い要領

平成27年4月1日制定

1　目的

この要領は、計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第127条に定める適正計量管理事業所の指定申請及び指定検査申請の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2　指定申請及び指定検査申請

申請者は、適正計量管理事業所の指定を申請するに当たり、適正計量管理事業所指定申請書（平成5年通商産業省令第第69号（以下「施行規則」という。）様式第72）、適正計量管理事業所指定検査申請書（様式1）及び申請に付随する必要書類を提出しなければならない。

なお、市内に所在する2事業所以上の工場・店舗等を同時に申請する場合には、これらの事業所を一括して申請することができる。

3　手数料

申請者は、申請書を提出するに当たり、以下の手数料を事前納付しなければならない。なお、指定申請手数料については、申請権限者の定める方法により納付する。

（1）指定申請手数料（1件につき）

ア 国の指定権限に属する事業所（計量法関係手数料令第1条）

2,700円（収入印紙による納付の場合）

2,000円（電子申請等による納付の場合）

イ 東京都の指定権限に属する事業所(計量法関係手数料条例第2条(東京都))

2,550円

（2）指定検査申請手数料（1件につき）

7,400円

4　指定検査

法第127条第3項の指定検査は、申請書に記載された計量管理の方法について申請事業所における現状確認によって行い、その検査結果について施行規則第74条に基づく適正計量管理事業所指定申請検査書（施行規則様式第73）を作成する。検査書は、指定申請書に添えて、国の指定権限に属する事業所にあっては経済産業局長に、東京都の指定権限に属する事業所にあっては東京都計量検定所長に送付する。

5　附則

（1）適正計量管理事業所の指定申請及び指定検査に係る詳細は、別途「適正計量管理事業所の指定申請に係る事務処理手順」に定める。

（2）この要領は平成27年4月1日から適用する。

改定等履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 適用日 | 文書番号 | 概要 |
| 平成27年4月1日 |  | 制定 |

様式第1

適正計量管理事業所指定検査申請書

　　　年　　　月　　　日

八王子市長　殿

申請者　住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　　印

次のとおり、計量法第127条第1項の指定に係る同条第3項の検査を受けたいので申請します。

１　指定のための検査を受けようとする事業所の名称及び所在地

２　指定のための検査に係る責任者及び連絡先

担当部署

氏　　名

電話番号

Ｆ Ａ Ｘ

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。